

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金

(①1世帯あたり10万円+②児童1人につき5万円)のご案内

**DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中^{※1}の方も
居住される市に申出をすれば受給できる場合があります**

- DV等で住所地^{※2}以外に避難中の方も、住民税非課税世帯重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件など)を満たせば、現在お住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

次に該当する避難世帯に対し、

「①1世帯あたり10万円+②児童1人につき5万円」を支給します。

- ① 世帯全員の令和5年度「**住民税が非課税**」の世帯
- ② ①の世帯において扶養されている児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの子[平成17年4月2日生まれ以降])

申請先

あいあい4番窓口(福祉総務グループ)

【申出書の取得・配布先】市ホームページのほか、本庁、関支所、あいあい(福祉総務G[1階]・子ども支援G[2階])で取得することができます。

申請期限

令和6年5月31日(金)

[窓口]5月31日(金)午後5時15分まで

[郵送]申請期限当日の消印有効

お問い合わせ先

重点支援給付金窓口

☎ 0800-200-1857(通話料無料)

受付時間 平日8:30~17:15

担当部署: 亀山市 健康福祉部 地域福祉課 福祉総務G

連絡先 : 0595-84-3311(羽若町545番地)

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件など）を満たせば、亀山市で給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 当該給付金は、自治体によって受給の条件が異なる場合があります。現在お住まいの市区町村に連絡していただき、給付対象の条件や必要書類を確認のうえ、ご提出ください。



住民税非課税世帯重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。